

令和7年度第1回 富良野市環境審議会 議事録

■日 時 令和7年11月25日（火）15時30分～17時10分

■場 所 富良野文化会館1階 リハーサル室

■出席者

<委員> 高橋穰二、家次敬介、永盛俊行、伊東 忠、石川 芳、長谷川一也、
佐藤里津江、芝野伸策、大柄洋樹、杉谷久己、平間早苗、南部榮一（12名）

<欠席委員> 尾張敏章、井出紳也、西村尚之（3名）

<事務局> 市民生活部長 北川善人、環境課長 高橋秀文、環境課主幹 鵜飼敏行

1. 開会（進行：高橋課長）

2. 辞令交付

- ・時間の都合により委嘱辞令は直接交付せず席に配置
- ・交代した委員を紹介

3. 市長あいさつ

- ・メガソーラーについて、各地で様々な議論が展開されている。風力発電の景観問題、太陽光発電の環境問題では、住民の意見から、一部修正、一部停止となっている。
- ・富良野市については、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組として、整理をしてきたが、現状、景観・環境といった課題が出てきている。
- ・後の時代に憂いを残さないようにしていきたいというのが、今回の諮問の主な動機。
- ・制約について難しさもあるが、当面ガイドラインという形で、自治体の考え方を伝えさせていただき、状況によっては条例化も必要になる。
- ・先を見た取組としてご理解をいただければありがたい。

4. 諮問

- ・市長から高橋会長に、「富良野市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）」の環境保全に関する意見を求める諮問。

5. 会長あいさつ（以下進行：会長）

- ・本日の議題は、太陽光発電施設の設置に関するガイドライン策定に向けての諮問と答申。
- ・昨今問題視されているメガソーラー。広大な北海道においては、特に釧路、根室地方を始め、乱開発、法令違反など見聞きする状況。
- ・ソーラー発電は温暖化対策として国も推奨してきた。
- ・ガイドラインは条例制定までのつなぎの役割もあると思う。
- ・本来は十分な審議のうえ、改めて答申とするべきと思うが、今回はタイムスケジュール的なこともあり、本日（即日）の答申となるので、ご理解いただきたい。

6. 議事

- ・ガイドライン（案）について事務局より概要説明。

《質疑・意見》

【委員】

- ・前回の会議でも太陽光の問題について質問した。その時の事務局回答は、現状で十分だと。半年ぐらいの間に大きく方針が変わったのは、釧路市の問題や芦別の話題が新聞等に出て、道がガイドラインのようなものを出したので、慌てて作ったのではないか。

【事務局】

- ・これまで、委員からもご提案を頂き、その時点では国や北海道の指針や各種法令により太陽光発電施設建設に対応していく考えであったが、脱炭素の取組を進める中で、太陽光発電施設も大規模化してきており、現在、釧路市等でも自然環境への影響や開発行為における法令違反なども表面化してきたことから、現状、富良野市における大規模な太陽光発電建設計画はないものの、事前届出や住民説明などを求めることも必要であると判断しガイドラインの策定を考えた。
- ・建設に係る規制をかけるには条例化が必要だが、条例制定には一定の時間を要することから、まずはガイドラインの制定を考えたところである。

【委員】

- ・富良野では、協会病院の近くにもあるが、他にもあるのか。

【事務局】

- ・大きなものは、民間企業で麓郷中学校跡地、公共施設で下水道施設など。

【委員】

- ・10kWとはどのくらいの規模か。

【事務局】

- ・国の基準として 10kW を超えると小規模事業用と分類される。家庭用は 10kW 未満で整備が多く、実績でも 5~7kW が多い。
- ・ほとんどの市町村でも、家庭用は 10kW を目安にしている。
- ・富良野市の再エネ補助金も同様としている。

【委員】

- ・このガイドラインは、既存の施設も該当になるのか。

【事務局】

- ・既存の施設は該当しない。

【委員】

- ・第6条にある項目は、既設のものも守るべきと思うが。

【事務局】

- ・第6条の項目は、別表1にある法令に基づいて手続きをされているものが記載されているという認識。既存の施設も、これらの法令の中で設置されている。

【委員】

- ・第2条の7項にある「自治会等の代表」は、なぜ個人でなく代表に限定するのか。

【事務局】

- ・条文では「土地・家屋の所有者、居住者又は使用者及び事業区域に関係する自治会等の代表」となっており、「及び」で区切られているため、及びの前段で個人も対象としている。

【委員】

- ・反射光の被害を受けるのは、地域全体ではなく特定の個人。町内会に話をして「他人は誰も言ってない」となる可能性がある。

【事務局】

- ・反射光についても、事前調査をしていただくことになっている。

【委員】

- ・反射光の問題は最初わからない。苦情があって初めてわかるのがほとんど。

【事務局】

- ・「必要な措置を講じること」として。十分に調査と住民説明をし、建設後に問題が発生した場合も、住民の理解を得られるように配慮をお願いする。

【委員】

- ・出してきた案を絶対に譲らないという姿勢ではなく、ある程度柔軟性を持って答えていただきたい。ただ聞くだけでは親身になれない。

【事務局】

- ・聞かれたことに対する考え方をお話ししているので、絶対に変えないとということではない。

【委員】

- ・それぞれの立場で議論する場なので、お互いに柔軟にできればと思う。

【委員】

- ・近隣とはどの範囲を言うのか？

【事務局】

- ・具体的には定めないようにしている。計画の内容などにもよるので、あえて幅を持たせている。

【委員】

- ・説明会で説明を受ける人は、設置者が決めるのか。

【事務局】

- ・原則そうなる。

【委員】

- ・では、地域の住民であっても、声がかからなかったら出席できないということか。

【事務局】

- ・影響が出るような方が説明会に参加できるように、設置者には配慮していただくようお願いをすることになる。
- ・事業所の考え方にもよるが、市としては、極力排除するものではないと考える。合意のうえで設置することを求めている。

【委員】

- ・第2条の但し書きが、抜け道になる可能性を危惧する。ソーラーパネルの下草を食べさせるため羊を飼うということで、農地利用で補助金をもらって、農地にソーラーパネルを設置するということが成り立つ。または、小さな小屋を建てて「自家消費します」と言いながら実際はそうしないなどもできるのでは。

【事務局】

- ・ガイドラインではたしかに限界がある。富良野市としての姿勢を示して、抑止力としての効果を期待するもの。
- ・脱炭素に向けた取組として、太陽光のポテンシャルが高いとされる中で、再エネの推進を止めるものではなく、個人も企業も再エネ活用をしていただきたいところ。
- ・自己消費は企業努力の部分もあり、先行事例を参考にした。

【委員】

- ・審議会委員の立場というのは、反対派、推進派とかではなく、俯瞰して中立の立場で地域のことを考えるということが大前提になると思う。個々人の意見はあると思うが、条例制定の段階でより具体的な縛りという部分も出ると思うので、それを含めた議論をお願いできれば。

【委員】

- ・市として学校施設に発電設備を設置する考えはあるか。

【事務局】

- ・今現在、そのような計画は聞いていない。

【委員】

- ・市街地の学校にエアコンを設置している事業で、止まっている水素発電に代わって太陽光パネルを設置する可能性はあるのか。

【事務局】

- ・そのような予定はないと聞いている。

【委員】

- ・第2条6項の「絶滅危惧種」は膨大な数がいて、「種の保存に関する法律」で縛るのはごく一部。もう少し幅を広めるような記載がいいと思うので、他の事例を参考にして検討を。
- ・市の指定動植物を見つけていくことも一方で必要と考える。
- ・メガソーラーで狙われるのは、原野、草地、荒地、湿地など。そういうところにこそ貴重な動植物がいて、温暖化に対しても寄与している土地。

【事務局】

- ・別表1には、北海道自然環境等保全指針というものがあり、その中に希少生物なども含まれる。市の学芸員とも、どう守っていくかという議論を、区域指定も含め、条例化に向けた中で行うことになると考える。その際には、知識を持っておられる方の意見もいただければと思う。

【委員】

- ・メガソーラー建設にあたって、その区域に生息している動植物の調査がないと、判断ができない。まず、環境調査をして、専門家と協議して、必要な対応をすることになるよう、条文で謳ってほしい。

【事務局】

- ・別表1の最後に、文化財保護に関する法令で天然記念物などの記載がある。実際にどんな生物が棲んでいるのか、環境評価の中で調べなさいという法律になっているので、第1段階として機能するかと思う。次の段階については今後審議が必要となる。

【委員】

- ・今の段階では決まっていないと思うが、条例化の時期については、概ねいつごろを目指してくるか。

【事務局】

- ・国の動きが目まぐるしくなっている。その中で、令和8年度中の条例制定に向けて、環境審議会の回数も増やして審議をお願いしたいと思う。

【委員】

- ・ガイドラインについては、決して軽く見るつもりはないが、令和8年度の条例化前に何か申請などがあったときに、対応できるものを持つということだと思う。条例化の際には、皆さんのお知恵をお借りしたいと思う。

【委員】

- ・抑止力として期待するのであれば、このことを事業者や市民にしっかり知らせることをお願いしたい。

【委員】

- ・そういった部分を答申に盛り込んでいくのが良い。細かい内容もさることながら、そこは重要なんだということ。

【委員】

- ・中富良野町との境界に建設される場合はどうなるか。

【事務局】

- ・市町村をまたいだ場合でも、説明して努力していただくということになると考える。
- ・完全に他町村の場合は難しいが、富良野市が先行事例となって、沿線にも波及するのが理想。

【委員】

- ・A自治体が許可したらB自治体はどうしようもないという問題が全国的にある。

【委員】

- ・なので、設置前にガイドラインや条例があることが大事。

【委員】

- ・第7条の「計画の概要が明らかになった時点」というのが不明瞭。市に届出書を提出した時点なのか。用地買収後に説明会があっても遅い。「明らかになった時点」というのを明確に表現すべきと思う。

【事務局】

- ・土地の売買があった時点では把握できず、ガイドラインで規制は難しいので、出来るだけ早く条例化を考えたい。

【委員】

- ・届出をせずに着工されても、縛りもない何もできない状況。条例になるとどこまでできるのか。工事の中止や罰金など。

【事務局】

- ・条例になると、許可が下りないと着工できない。罰金の他に、氏名公表をするという方法も。

【委員】

- ・会社が倒産してしまった場合、撤去はできるのか。

【事務局】

- ・そのようなことがないように、ガイドラインでも経費を計画的に積み立てることを書いている。条例になれば、資金計画や収支報告の提出を求める方法もある。

【委員】

- ・十分とは言えないかもしれないが、ご審議いただいた内容、諮問の内容を踏まえた答申をまとめていきたい。
- ・「十分なガイドラインの周知」、「条例化に向けた議論を早急に進めてほしい」、「環境保全がベース」という意見があった。その他ご意見を。

《事務局で答申案の整理・印刷作業へ》

《その他質疑・意見》

【委員】

- ・環境審議会の議事録公表が遅い。何カ月単位。

【事務局】

- ・概ね 14 日以内としている。早めの公表とする。

【事務局】

- ・条例化するときに、太陽光に特化せず、再生可能エネルギー全体に係る条例にすべきという考えがある。改めて相談させていただく。

【委員】

- ・その方が良いと思う。

【委員】

- ・風力発電も無いとは言えない。

【委員】

- ・森林を伐採して設置する可能性はある。

【委員】

- ・条例化に向かっても環境審議会で審議することになるのか。

【事務局】

- ・条例化となると諮問のあと 2~3 回の審議が必要と考える。

7. 今後のスケジュールについて

- ・パブリックコメント実施

12月1日（月）から 12月20日（土）

- ・ガイドライン最終決定 ⇒ 施行

12月中に内容の最終決定 令和8年1月1日施行（予定）

- ・冬の環境展の開催

2月下旬～3月上旬 フラノマルシェ タマリーバ（予定）

《事務局で答申案を読み上げ》

《質疑・意見》

【委員】

- ・ガイドラインにも記載のある「美しい景観」という文言を入れたい。

【事務局】

- ・加筆する。

【委員】

- ・「大規模な太陽光発電施設」という記載と「メガソーラー施設」は統一した方が良いと思う。ガイドラインではメガソーラーだけではないので齟齬のないように。

【事務局】

- ・「大規模な太陽光発電施設」で統一する。

8. 閉会

※環境審議会終了後、会長・副会長で答申。